陳情第3号「「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について」のとりまとめ(案)

環境経済委員会では、本陳情に対する理事者の見解を求め、次のとおり説明がありました。

現在、長崎県の地域別最低賃金は、令和4年10月の改定により、前年比32円増の時 給853円となり、平成以降最も大幅な引上額となっている。この最低賃金の決定につ いては、中央最低賃金審議会の答申を踏まえ、各県ごとに設置されている公益代表、 労働者代表、使用者代表の委員で構成される地方最低賃金審議会において、県内の経 済・雇用情勢や賃金の実態調査結果など各種統計資料を参考にしながら審議を行い、 決定されている。

中央最低賃金審議会の答申は、都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をA、B、C、Dの4ランクに分けて引上額の目安が提示されており、昨年の答申における目安は、A及びBランクを31円、C及びDランクを30円とし、これを受け、それぞれ地方最低賃金審議会において、引上額が決定されている。

陳情項目における「政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること」及び「政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金の大幅な引上げを目指すこと」については、中央最低賃金審議会において地域による生活コストを考慮したランク制度の維持は妥当とした上で、地域間格差を是正する観点から、制度創設以来、初めてとなる3区分に変更することが決定され、今年10月の改定額の答申から適用される見込みであり、今後最低賃金について、地域間格差の是正が図られることとなっている。

さらに、5月に閣議決定された「国の経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2023」においては、最低賃金の引上げや非正規雇用労働者の処遇改善を促し、国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組むこととされ、最低賃金については、全国加重平均1,000円の達成はもとより、1,000円達成後の引上げ方針についても議論されることとなっている。

次に、「政府は、最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命とくらしを守ること」については、最低賃金や賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者に対する施策として、国においては、生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図る事業者に対して助成する「業務改善助成金」や非正規雇用労働者に対して正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する「キャリアアップ助成金」など、事業者に対する様々な支援策が展開されているところである。

長崎市としても、最低賃金引上げと地域間格差の是正については、中央と地方の 最低賃金審議会において、実情を踏まえた調査審議を経て適切に決定されているも のと認識しているため、引き続き国の動向を注視していきたいと考えているが、今後 とも市内労働者の賃上げの実現につながるよう、地場企業の稼ぐ力の向上を支援していきたいとの説明がありました。

委員会におきましては、国の動向を注視するだけではなく、市がみずから施策を 講じる考えの有無、人口流出防止のために最低賃金を引き上げることに対する考え について質すなど種々論議を行いました。

その結果、最低賃金は中央及び地方の最低賃金審議会の審査において決定されることから、長崎市としても働く人たちの現場の声を施策に反映させつつ、最低賃金の全国一律化について国への要望をしっかり進めていくべきとの意見が出されましたが、国において今後最低賃金の地域間格差の是正が一定図られることから、今後の国の動向を注視していくこととし、国への意見書提出は見送ることといたしました。